

## 環境影響評価調査計画書審査意見書

「日本電子昭島製作所建物更新計画」環境影響評価調査計画書（以下「調査計画書」という。）について審査した結果、東京都環境影響評価条例（昭和 55 年東京都条例第 96 号。以下「条例」という。）第 46 条第 1 項に規定する意見は、下記のとおりである。

東京都知事

小池 百合子

(公印省略)

### 記

#### 第 1 対象事業

1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称：日本電子株式会社

代表者：代表取締役社長兼 COO 大井 泉

所在地：東京都昭島市武蔵野三丁目 1 番 2 号

2 対象事業の名称及び種類

名 称：日本電子昭島製作所建物更新計画

種 類：工場の設置

3 対象事業の所在地

所在地：東京都昭島市武蔵野三丁目地内

## 第2 意見

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第47条第1項の規定に基づき、調査計画書に係る周知地域市長の意見を勘案するとともに、次に指摘する事項について留意すること。

### 【騒音・振動】

計画地周辺には住宅が多数立地し、福祉施設、医療施設など環境に配慮を要する施設も近傍に存在することから、低周波音の発生要因となる機器を屋外に設置する場合は、必要に応じ予測・評価を行うこと。

## 第3 その他

調査等の手法について、事業計画の具体化に伴い変更等が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること。